

～使用料の減免についてのご案内～

R3.7/20 更新

◎**減免の対象** 以下の使用条件に当てはまる場合、使用料減免の対象となります。

免除

- ア 市が主催する事業に使用する場合
- イ 市内の学校又は市内の児童福祉施設が、当該学校又は施設の行事として文化事業で使用する場合

使用料の 1/2 を減額

文化団体(以下「認定団体」)の詳細は裏面に記載

- ウ 市が共催する文化事業に使用する場合
- エ 国又は地方公共団体が公用のため、文化事業で使用する場合
- オ 市長が別に定める基準により認定した文化団体が、文化事業で使用する場合
- カ 市内の福祉団体で市が財政援助しているものが、文化事業で使用する場合

市長が定める額の減免又は免除

- キ そのほかに、文化事業を行う場合で市長が特に必要と認めるとき

※文化事業とは

- ・ 音楽を主とする事業
- ・ 舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする事業
- ・ 伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする事業
- ・ 美術、写真の発表・展示を主とする事業
- ・ その他、文化事業として認められるもの



※共催の定義

市が使用者と共同で文化事業を開催するもので、その企画、運営に関わっており、市が主催している場合と、実質的に変わらないもの

お問い合わせ先

小田原三の丸ホール 事業係
TEL : 0465-20-4152

認定団体について

◎認定基準 下記の条件をすべて満たしている場合は、認定団体として認定されます。

- ア 主たる活動の場が小田原市内であること。又は、構成員の5割以上が市内に居住、在学、又は通勤する人であること。
- イ 規約を有し、かつ役員について規定があること。
- ウ 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実に行われていること。
- エ 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- オ 有償で行われているピアノ教室、バレエスクールなどの教室活動ではないこと。
- カ 設立後1年以上の継続的かつ計画的な活動実績があること。
- キ 市民ホール(市民ホールに準ずると市長が認める施設)で過去2年間に1回以上自主公演又は展示会を行っていること。

使用実績 令和3年12月31日までは一般の利用者の方の利用ができないため、R5.12.31までの文化団体の認定に係る使用実績については、市民会館又は生涯学習センターけやきの使用実績での判断も可能となります。

(リハーサル及び練習使用の場合のみは、施設の使用実績とはみなしません。)

◎必要書類

- 規約 予算及び事業計画書 役員名簿及び構成員名簿
- 前年度の決算書及び事業報告書
- 申請日以前2年間における「小田原市民ホール使用許可・使用料減額(減免)決定通知書」
- ※けやきの場合は「小田原市生涯学習センター使用許可・使用料減額(免除)決定通知書」

◎認定方法

1. 認定団体の認定を受けようとする団体の代表者は、「認定申請書」を記入の上、必要書類を添えて窓口で申請をお願いします。
2. 認定団体と認められた際には、団体の代表者に対して、「認定書」を交付します。

◎注意事項

- ・申請してから認定されるまで約2週間程度かかるため、余裕を持った申請をお願いします。
- ・認定の有効期間は認定日から2年以内です。(R3に認定されるとR5.3まで)
- ・認定団体の新規申請につきましては、随時受付を行います。
- ・年に一度、実績報告書を提出していただきます。(所定用紙あり)